



2022年2月17日

各 位

会社名 株式会社アクリート  
代表者名 代表取締役社長 田中 優成  
(コード番号：4395、東証マザーズ)  
問合せ先 執行役員ビジネスサポート部長  
栗原 智晴  
電話番号 03-6773-1000

## 監査等委員会設置会社への移行、定款の一部変更および役員の異動に関するお知らせ

当社は本日開催の取締役会において、2022年3月24日開催予定の第8期定時株主総会で承認可決されることを条件として、現在の「監査役会設置会社」から「監査等委員会設置会社」に移行する方針を決議するとともに、同定時株主総会において、定款の一部変更および役員の異動を付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 監査等委員会設置会社への移行

##### (1) 移行の目的

取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じて、より一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行するものです。

##### (2) 移行の時期

2022年3月24日開催予定の第8期定時株主総会において、移行に必要な定款変更についてご承認をいただき、監査等委員会設置会社に移行する予定です。

#### 2. 定款一部変更

##### (1) 変更の目的

① 監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員会および監査等委員である取締役に関する規定の新設ならびに監査役会および監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。

② 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、所要の変更を行うものであります。

(変更案第15条)

##### (2) 変更の内容

変更の内容は【別紙】のとおりです。

##### (3) 変更の日程

定時株主総会開催日 2022年3月24日(予定)

効力発生日 2022年3月24日(予定)

3. 監査等委員会設置会社移行後の役員人事（2022年3月24日付）

(1) 取締役（監査等委員である取締役を除く）の候補者

氏名	新役職名	現役職名	備考
田中 優成	代表取締役	同左	再任
池田 祐太	専務取締役	同左	再任
上川 佳一	取締役 サービスディベロップメント部長	同左	再任
浦田 泰裕	取締役 セールス&パートナーシップ部長	同左	再任
日置 健二	社外取締役	同左	再任
菅原 ポーラ	社外取締役	—	新任

【新任候補者略歴】

氏名	略歴	
菅原 ポーラ (1964年7月3日)	1990年1月	(株)ICS入社
	1991年6月	野村証券(株)入社
	1993年6月	リーマン・ブラザーズ証券(株)入社
	1997年9月	ゴールドマン・サックス証券(株)入社
	2002年4月	フィデリティ投信(株)入社
	2004年5月	東京コーチングサービス 開業
	2012年10月	Bridge Partnership ジャパンディレクター
	2016年3月	アデコ(株)リー・ヘクト・ハリソン事業部長
	2019年6月	東京コンサルティングサービスズ 開業
	2022年1月	ランスタッド(株)入社 (現任)

(2) 監査等委員である取締役の候補者

氏名	新役職名	現役職名	備考
金子 和弘	社外取締役 監査等委員	社外監査役	再任
八剣 洋一郎	社外取締役 監査等委員	—	新任
木村 亜由美	社外取締役 監査等委員	—	新任

【新任候補者略歴】

氏名	略歴	
八剣 洋一郎 (1955年5月3日)	1978年4月	日本アイ・ビー・エム(株)入社
	1999年6月	AT&Tグローバルネットワークサービス日本法人社長
	2001年5月	AT&Tアジアパシフィックプレジデント
	2005年1月	(株)ウィルコム(現ソフトバンク(株))代表取締役社長
	2007年9月	SAPジャパン(株)代表取締役社長
	2010年2月	(株)ワークスアプリケーションズ最高顧問
	2016年1月	イグレック(株)取締役理事 (現任)
	2017年6月	アルフレッサホールディングス(株)社外取締役 (現任)
2021年7月	(株)電算システム専務取締役 (現任)	
木村 亜由美 (1981年9月20日) (戸籍上の氏名： 新保 亜由美)	2007年12月	監査法人トーマツ(現有限責任監査法人トーマツ)入所
	2011年11月	公認会計士登録
	2015年7月	木村亜由美公認会計士事務所 代表 (現任)
	2019年6月	(株)日本商業不動産保証(現(株)日商保)取締役 (現任)
2021年2月	テクネ監査法人設立 社員パートナー (現任)	

(3) 補欠の監査等委員である取締役の候補者

氏名	新役職名	現役職名	備考
丹藤 寛	補欠社外取締役 監査等委員	補欠監査役	再任

(4) 退任予定取締役 (2022年3月24日開催予定の第8期定時株主総会終結の時をもって退任予定)

氏名	新役職名	現役職名	備考
トビー・バートレット	—	社外取締役	任期満了

(5) 退任予定監査役 (2022年3月24日開催予定の第8期定時株主総会終結の時をもって退任予定)

氏名	新役職名	現役職名	備考
奥井 武史	—	監査役	任期満了
望月 明人	—	社外監査役	任期満了

以 上

## 【別紙】

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>第 1 条～第 3 条 (現行どおり)</p> <p>(機関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (4) 会計監査人</p> <p>(公告方法)</p> <p>第 5 条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>第 1 条～第 3 条 (条文省略)</p> <p>(機関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会 (削除) (2) 監査等委員会 (3) 会計監査人</p> <p>(公告方法)</p> <p>第 5 条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">第 2 章 株式</p> <p>第 6 条～第 11 条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 株式</p> <p>第 6 条～第 11 条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第 12 条～第 14 条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第 12 条～第 14 条 (現行どおり)</p>
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第 15 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>第 16 条～第 18 条 (条文省略)</p>	<p>(削除)</p> <p style="text-align: center;">(電子提供措置等)</p> <p>第 15 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>第 16 条～第 18 条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第 19 条 当社の取締役は、10 名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第 19 条 当社の取締役(監査等委員である者を除く。)は、10 名以内とする。</p> <p>2 当社の監査等委員である取締役は、5 名以内とする。</p>

現行定款	変更案
<p>(選任方法)</p> <p>第 20 条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(任期)</p> <p>第 21 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 <u>増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第 22 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第 23 条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第 25 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p>	<p>(選任方法)</p> <p>第 20 条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役に区別して</u>、株主総会において選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(任期)</p> <p>第 21 条 取締役 (<u>監査等委員である者を除く。</u>) の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(削除)</p> <p>2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>3 <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>4 <u>補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、当該選任のあった株主総会后、2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第 22 条 取締役会は、その決議によって取締役 (<u>監査等委員である者を除く。</u>) のうちから代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって取締役 (<u>監査等委員である者を除く。</u>) のうちから取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第 23 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第 25 条 取締役会の決議は、<u>法令に別段の定めがある</u>ときのほか、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第 26 条 当社は、取締役全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u></p>	<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第 26 条 当社は、取締役全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第 27 条 当社は、<u>会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行 (同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。) の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p>
<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第 27 条 取締役会の議事については、法務省令で定めるところにより、その経過の要領及びその結果等を記載または記録した議事録を作成し、出席した取締役及び監査役がこれに署名若しくは記名押印または電子署名を行う。</p>	<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第 28 条 取締役会の議事については、法務省令で定めるところにより、その経過の要領及びその結果等を記載または記録した議事録を作成し、出席した取締役がこれに署名若しくは記名押印または電子署名を行う。</p>
<p>(取締役会規程)</p> <p>第 28 条 (条文省略)</p>	<p>(取締役会規程)</p> <p>第 29 条 (現行どおり)</p>
<p>(報酬等)</p> <p>第 29 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 (以下、「報酬等」という。) は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(報酬等)</p> <p>第 30 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 (以下、「報酬等」という。) は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p>
<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 30 条 (条文省略)</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 31 条 (現行どおり)</p>
<p>第 5 章 <u>監査役及び監査役会</u></p>	<p>第 5 章 <u>監査等委員会</u></p>
<p>(員数)</p> <p>第 31 条 <u>当会社の監査役は、5 名以内とする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(選任方法)</p> <p>第 32 条 <u>監査役は、株主総会において選任する。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>2 <u>監査役を選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>3 <u>当社は、会社法第 329 条第 3 項の規定に基づき、法令に定める監査役員の員数を欠くことになる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>4 <u>前項の補欠監査役を選任に係る決議が効力を有する期間は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>	<p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p><u>(任期)</u></p> <p><u>第 33 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし前条第 3 項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。</u></p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p>
<p><u>(常勤の監査役)</u></p> <p><u>第 34 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(監査役会の招集通知)</u></p> <p><u>第 35 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p>
<p><u>(監査役会の決議方法)</u></p> <p><u>第 36 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(監査役会規則)</u></p> <p><u>第 37 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(報酬等)</u></p> <p><u>第 38 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p><u>第 39 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p><u>2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</u></p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現行定款	変更案
	<p>(<u>監査等委員会の招集通知</u>)  <u>第 32 条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員</u>  <u>に対して会日の 3 日前までに発する。ただ</u>  <u>し、緊急の必要があるときは、この期間を短</u>  <u>縮することができる。</u></p> <p>2 <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の</u>  <u>手続きを経ないで監査等委員会を開催するこ</u>  <u>とができる。</u></p> <p>(<u>監査等委員会の決議方法</u>)  <u>第 33 条 監査等委員会の決議は、議決に加わること</u>  <u>ができる監査等委員の過半数が出席し、その</u>  <u>過半数をもって行う。</u></p> <p>(<u>監査等委員会規程</u>)  <u>第 34 条 監査等委員会に関する事項については、法</u>  <u>令または定款に定めがあるときのほか、監査</u>  <u>等委員会において定める監査等委員会規程に</u>  <u>よる。</u></p>
<p>第 6 章 計算</p>	<p>第 6 章 計算</p>
<p>第 40 条～第 43 条 (条文省略)</p>	<p>第 35 条～第 38 条 (現行どおり)</p>
<p>附則</p>	<p>附則</p>
<p>(新設)</p>	<p>(<u>監査役の責任免除に関する経過措置</u>)  <u>第 1 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定に</u>  <u>より、第 8 期定時株主総会において決議され</u>  <u>た定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠</u>  <u>ったことによる監査役（監査役であった者</u>  <u>を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度にお</u>  <u>いて、取締役会の決議によって免除すること</u>  <u>ができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(<u>株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし</u>  <u>提供に関する経過措置</u>)  <u>第 2 条 変更前定款第 15 条（株主総会参考書類等の</u>  <u>インターネット開示とみなし提供）の削除お</u>  <u>よび変更後定款第 15 条（電子提供措置等）</u>  <u>の新設は、会社法の一部を改正する法律（令</u>  <u>和元年法律第 70 号）附則第 1 条ただし書き</u>  <u>に規定する改正規定の施行の日である 2022</u>  <u>年 9 月 1 日（以下、「施行日」という）から</u>  <u>効力を生ずるものとする。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>2 <u>前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月</u>  <u>以内の日を株主総会の日とする株主総会につ</u>  <u>いては、変更前定款第 15 条はなお効力を有</u>  <u>する。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>3 <u>本条は、施行日から 6 か月を経過した日また</u>  <u>は前項の株主総会の日から 3 ヶ月を経過した</u>  <u>日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>